

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は派遣先より受け取る派遣料金と、派遣労働者の方にお支払いする賃金の差額の割合（マージン率）を公開することを義務付けられました。

このマージン率は以下の方法で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

○概要

派遣労働者の数（1日平均）	15名
派遣先事業所の数（1日平均）	10件
労働者派遣の料金（1日8時間当たりの平均）	13,936円
派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの平均）	10,033円
マージン率	28%
教育訓練に関する事項	雇入れ導入教育 派遣前訓練（フォークリフト基本操作） 資格取得後の技術支援 理念研修 他各種技術研修

○マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金（派遣先への請求不可）
健康診断費用	一般検診および生活習慣病予防検診の受診費用
募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費
就業管理費	登録受付、教育訓練、派遣先紹介、事務管理費等派遣労働者の就業に関する費用
営業費用	新規派遣先営業に関する費用
営業利益	派遣料金の料金から、派遣労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営費を差し引いた利益